

石綿（アスベスト）問題に係る対応状況等について

厚生労働省 愛媛労働局

1 過去の対応状況等（今回の問題が起こる以前の対応）

石綿を製造し、又は取扱う作業については、昭和 46 年に「特定化学物質等障害予防規則」を制定し、換気装置の設置、作業主任者の選任等のばく露防止対策を義務づけるとともに、健康診断の実施、作業環境測定等の対策を講じてきた。

平成 7 年には、有害性の高いアモサイト（茶石綿）及びクロシドライト（青石綿）を含有する製品について、その製造・使用等を禁止した。

さらに平成 16 年には、その他の石綿も禁止の対象とすることとし、一部を除いて全面的な石綿製品の製造・使用等を禁止した。

退職者の健康管理についても万全を期するため、一定の要件を満たす退職者に対する健康管理手帳の交付及び健康診断の実施などの対策を講じるとともに、石綿による労働者の健康被害への補償について、平成 15 年 9 月に、石綿に係る認定基準を改正し、労災認定の迅速化、適正化に努めてきている。

今後、石綿製品が使用された建築物の解体等が増加すること等から、建築物の解体作業等における石綿粉じんの飛散防止対策等を内容とする「石綿障害予防規則」を新たに制定し、本年 7 月より施行したところである。

2 現在の対応状況（今回の問題発生後の対応（今後の方針を含む））

(1) 立入調査の実施

- ・過去に石綿に係る労災認定を行ったことのある事業場に対し立入調査等を実施した。
- ・建築物の解体現場等に対して重点的な監督指導を実施する。
- ・石綿含有製品を使用等する事業場に対して使用期間、使用作業の状況等の確認を行い、ばく露防止措置と労働者の健康管理の徹底を指導している。

(2) 相談等への対応

労働現場での石綿ばく露防止対策の実施方法や労働災害の申請手続き等の相談に応じている。

3 対策等推進上の問題点等

石綿含有製品等に関する情報が少ない。

石綿の測定・分析を実施できる機関が少ない。

石綿による健康被害への対応について

石綿による健康被害の実態が企業から公表されているが、今般の石綿被害の報道等を受け、厚生労働省では、これまでに行ってきた措置に加え、次のような措置を講じることとしている。

1 事業場への対応

現在石綿作業を行っている事業場への対応

7月1日から施行された「石綿障害予防規則」等の遵守の徹底を図るとともに、関係業界の協力を得ながら代替化を促進し、早急に石綿製品の製造等の全面禁止を図る。

現在石綿作業を行っていないが、これまでに石綿による健康被害が発生している事業場への対応
立ち入り等を行い、石綿作業に従事していた労働者に対するばく露防止対策の状況等について確認を行う。

退職労働者への対応

事業者に対して、既に退職した労働者に対しても健康診断を実施するよう要請する。

2 事業場が廃止されている場合の対応

過去に石綿作業に従事していた労働者で勤務していた事業場が廃止されている場合については、健康診断の受診を呼びかけ、健康管理手帳制度及び労災補償制度の周知をホームページ等を活用し行う。

3 相談窓口の設置等

石綿による健康影響について不安を感じている労働者や地域住民等に対しては、産業保健推進センター、労災病院、保健所において相談に対応するとともに、石綿作業を行っている事業者に対し、中央労働災害防止協会や建設業労働災害防止協会において、健康障害防止対策などについての技術的な相談に対応していく。

4 調査研究

我が国における中皮腫の原因、治療方法及び将来予測について調査研究を開始する。

5 労災補償の迅速な実施

石綿の労災補償については、平成15年9月に改正した労災認定基準に基づき、迅速・適正に労災認定を行う。

6 建築物解体作業等への対応

今後石綿を使用した建築物の建替えなどによる解体作業の急増が予測されるため、建築物の解体等の作業における石綿飛散防止等の対策の強化を主な目的とした「石綿障害予防規則」（7月1日から施行）の周知徹底を図り、解体作業によるばく露防止について万全を期していく。

関係業界に対して要請（7月11日建設業界に対して要請済み。）

7 関係省庁との連携

「アスベスト問題に関する関係省庁会議」等の検討結果等を踏まえ、関係省庁とも連携を図りながら、石綿代替品の開発を促進し、早期の石綿製品の全面禁止に向けて取り組んでいく。

8 石綿の全面禁止に向けた対応

禁止が除外されている石綿含有製品（ジョイントシート・シール材等）については、遅くとも平成20年までに全面禁止を含めその規制内容の見直しを行う。

9 石綿対策に係る予算措置

石綿対策に係る予算措置については大幅な増額を予定しているところである。